

報告 危険運転致死罪での、懲役2年10月の 実刑が確定しました 旭川市 山下 芳正・歌代子

■ 刑事裁判控訴審を終えて

6月7日、札幌高裁、裁判長から「本件控訴を棄却する」と読み上げられた瞬間、私の全身の力がぬけました。それは安心からと言うよりむしろ空しさからでした。どんな結果に終ろうとも到底納得出来るものではありませんし、何より息子は帰ってきません。刑事裁判が終っても、息子への思いが薄れることはなく、悲しみが癒されることはありません。事故からの2年2ヶ月は、私がこれまで生きてきた人生より長く、辛く、苦しいものでした。天国の息子に、裁判の結果を報告しましたが、息子はどう思っ
て見てきたのか…。

■ 事件の詳細

事件は、平成15年4月23日午後10時25分頃、制限速度が時速40キロメートルと指定されている左方に湾曲した一般道を、当時、雨で路面も滑りやすい中、進行を制御することが困難な時速100キロメートルを超える高速度で走行という、被告人の身勝手に危険極まりない暴走運転の末に起きました。納車から僅か1時間30分後の事故という異例の出来事でした。

事故当日の午後9時頃、被告人の車が納車になったという事で、息子と友人達は車を見に行きました。被告人車両は、スタッドレスタイヤを装着していたため「交換するように」と、タイヤ交換所を紹介されていたそうなのですが、被告人は、交換することもなく走行を開始、間もなくリヤタイヤが滑り、同乗していた友人からスタッドレスタイヤを指摘され、その危険性についても理解していました。

被告人は給油も兼ねて、旭川のガソリンスタンドに、息子と友人2名を乗せ向かいました。友人達の話によると、被告人は車に慣れていないため、ギアチェンジがスムーズにいかず車をガクガクとさせていたにも拘わらず、国道に出るなり時速120キロメートルでの走行を開始、その後も、高速度走行を繰り返していたと言うことでした。そして、被告人の暴走運転を見かねた息子達が「危ない」からと、注意をすると、スピードを落したようで、友人達も、もう出さないだろうと思ったそうです。

深川に戻ってからも、被告人が「まだ走りたい。峠を走りたい」と言い出した事から、近くのトトロ峠にある見晴台に行くことになりました。友人2名はもう1台の車に乗って先にトトロ峠に行ってしまう、息子は被告人の車で目的地に向かうことになりました。

被告人車両は、2台に分かれて直ぐに時速100キロメートルで走行、信号待ちをしていた軽自動車の後ろに停止しました。しかし、発進後、時速約50キロメートルで走行していた前方の軽自動車を「遅い」と追越し、その後もさらに加速し「進行を制御することが困難な高速度」でカーブに進入、ついには死亡事故に至ったのです。

被告人は、車を運転する者として遵守しなければならない交通規則を破り、衝突の危険やこれによる死傷の可能性、被害者保護などを真摯に考慮することなく、身勝手に危険極まりない暴走運転をしました。また、被告人は、供述調書の中で「任意保険に未加入で、事故を起したら大変だと認識していた」としながらも「まあいっかと、思って」と供述しています。被害者保護など微塵も考えない非常識で、軽率な判断により、危険運転を繰り返し、息子の命を奪ったのです。

■ 忘れられない息子の最期の顔

警察から事故の連絡があったのは、事故から30分ほどたった午後11時頃でした。平穏な我が家が一変、あまりに突然な事故の知らせでした。息子の様態について聞いても「はっきりとは分からない」としか言われず、私達の不安は募る一方でした。その時、まさか息子が生死の狭間をさまよっている等とは夢にも思わなかったもので、とにかくひどい怪我でなければと、それだけを祈り、深川の病院へ急ぎました。

しかし、私達の祈りも空しく、治療室のベッドに横たわる息子の左の耳からは多量の出血があり、頭部を強打したことが直ぐ分かりました。「もうだめかもしれない…」と、よぎる不安を振り払い「がんばれ！博之！」と必死で声をかけました。

深川の病院では手に負えないと言うことで、救急車で旭川赤十字病院に搬送され、3時間にも及ぶ手術。状況は悪化する一方でした。命だけでも取り留めて欲しいと言う、私達の願いも叶わず、翌朝5時6分、息子は息を引き取りました。

その光景は悪夢のようで、息子の遺体を目の前にしても全く信じられませんでした。あんなに元気だった息子は微動たりともせず、顔は苦痛に歪んでいました。最期の息子の顔は一生忘れません。

■ 警察の対応など心無い言動

そして「遺族」となった私達を待っていたものは、息子の死の悲しみに追い討ちをかける、あまりにも過酷なものでした。それは、警察での加害者の供述に基づく偏重した調書の作成や遺族への対応、そして被告人の、息子や私達遺族に対する、反省や誠意の無さからくる心無い言動等でした。

警察で受けた事故状況等の説明は、全く納得の出来るものではありませんでした。いくつかあった不審点を指摘しても「事故の時(車は)予期せぬ動きをするものだ」と言った曖昧な返答でした。

私達は、事故説明の不可解な点を解明すべく、当日行動を共にした友人達から話を聞き、現場や事故車両の写真を撮り、タイヤ痕やブレーキを踏んだ地点などの事故現場状況等から現場検証を始めました。すると、警察の説明とは違った事故の真相が見えてきたのです。



■ 交通犯罪捜査の実態

本事件は、死亡事件にも関わらず被告人を逮捕勾留もせず、在宅での捜査処理でした。そのため、被告人は、警察での供述調書作成の時にはすでに保身を考えた供述を繰り返していました。捜査段階で『接見禁止』等の措置を取り、事故直後の被告人に対し、厳しく接し調書を取っていただければ、被告人による保身を考えた調書作成がされなかったであろうと考えると、警察の事故処理や対応が今でも、腹立たしく思います。

息子の事件は、典型的な「進行を制御することが困難な高速度」に該当する事件でしたので、当然「危険運転致死罪」で送致されると思っていました。しかし実際は「業務上過失致死罪」での送致に驚きました。警察の捜査書類等を見ているうちに、ほかに巻添えもない友達同士の単独事故と、簡単に事故処理をしたのではないかと思います。

しかも、あろう事か「加害者は人を一人殺してしまっているのだから、ある意味一番ショックを受けている」等と言いき、息子を奪われ、深い悲しみの中にいる私達遺族に対して、その息子を奪った加害者を弁護するようなことを平気で言うのです。

今、警察のずさんな事故処理の是正が叫ばれていますが、まさにそれを思い知らされました。私達が訴えなければ、息子の事件は真実が隠されたまま処理されてしまうところだったのです。

この車社会、不幸にも私達のように被害者遺族となった方々が、悲しみに暮れる間もなく事故現場を調べ、証拠を集め、聞き取りなどの調査をし、署名活動を行い、必死に訴えなくても、正当な事故処理が最初から行われるような社会を願うばかりです。

■ 息子が自分自身に書いた手紙

「2月頃の自分へ」

たぶん今頃、就職のことで血まなこになってい

ると思う。

だが、逃げず、耐えてほしい。

あまり焦らず、急がず、落ち着いて慎重に頑張ってほしい。辛いだろうが耐えて下さい。

偉そうな事はいえないが合格できるといいな。

そして、親を大切に幸せにしてあげてほしいと思う。体には気を付けろよ。

(2001.4.24の自分より)

息子が高校2年の春に、1年後の自分に宛てて書いた手紙を、事故後、息子の部屋を整理していた時、見つけたものです。自分の就職や将来のことで一番悩む辛い時期に、私達の事をこんな風に思い、自らに残していた手紙を読んだ時、私達への思いやりを知り、それまで押さえていた息子への思いが一気にこみ上げ、悲しさと悔しさ愛しさが溢れました。

■ ご支援頂いた方々へ

これまでご支援頂いたことを心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございます。今後は、微力ではありますが、交通犯罪被害者支援のため出来る限りのお手伝いをしたいと思います。

平成17年6月22日

～事件概要～

03/4/23 深川市の道道で、短大生運転の乗用車が、時速百キロ以上で暴走。同乗の博之さん(19歳)が死亡。

03/6/4 深川警察署は「業務上過失致死」で書類送致

03/6/25 両親は「危険運転致死罪」で告訴。

その後署名活動、11,313筆を提出。

04/3/26 旭川地検は「危険運転致死罪」で起訴。

05/1/31 旭川地裁は懲役2年10月の判決(求刑は5年)

04/3/26 被告側、執行猶予を求め控訴

05/6/7 札幌高裁は控訴棄却、実刑確定

(会報13、14号に関連の記事があります)

報告 刑事裁判を終えて

札幌市清田区 平澤 弘道

息子慶祐の裁判には、多大なるご支援を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。

裁判は1月28日、懲役1年4ヶ月の実刑判決で終結いたしました。私たちににとっては何にも代えることの出来ない慶祐の命の重さに何ら見合うことの無い極めて軽い判決でした。

私たちは、何の責任もない慶祐の命を一方的に奪った事実に対して、司法の場で被告人の悪質性を徹底的に糾明し、厳罰で処罰してくれることを期待していましたが、結果は見事に裏切られました。

被告人は慶祐の命を奪った4ヵ月後には、免許取消の身でありながら平然と車を運転し、無免許・スピード違反で検挙されるという最悪の事態にも拘わらず、その事実さえも交通犯罪であれば簡単に扱われていることには、深い憤りを感じています。

事故から起訴まで1年4ヶ月、判決まで1年6ヶ月の長い歳月を要しているにも拘わらず、事故原因の究明は、真実を明らかにしたとは言いがたい結果

となっています。

国家機関として司法に携わる人たちが命の重さを厳粛に受け止め、交通犯罪でも厳しい姿勢で挑み、犠牲者を減らそうという姿勢が、私たちに伝わるのが無いことは非常に残念なことです。

息子 慶祐の命はどのようにしても、戻ってくることはありません。私たち家族は一生この深い悲しみを背負って行かなければなりません。生きていた間、癒されることもありません。

どうかこのような悲しい出来事が続くことのない世の中が、早く来ることを期待しています。

～事件概要～

03/7/18 札幌市清田区の市道交差点で、自転車で青信号横断中の平澤慶祐君(14歳、中3)は、左折してきた大型トラックにはねられ、命を奪われる。

05/1/28 札幌地裁は懲役1年4ヶ月の実刑判決。

(会報15号に関連の記事があります)

要望事項の実現めざして 交通犯罪被害者の尊厳と権利、事故撲滅を

「交通犯罪によってかけがえのない家族を失う、あるいは後遺障害などにより人生をも変えられるなど、深く傷つけられた私たち被害者のせめてもの願いは、尊い犠牲が生かさされ、真に命と人権が大切にされる社会がつくられることです。現代の最大の人権侵害ともいえるべき交通犯罪と交通事故被害を絶滅するため、抜本的で具体的な改善を要請致します。」（要望書前文）

4月12日 札幌弁護士会と意見交換

2月に公正で科学的な捜査を求めて協力要請をしていましたが、4月12日、札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会との意見交換会が行われました。支援委員会からは浅水委員長をはじめ4名の弁護士が出席。

会からは代表、副代表はじめ5名で対応し、協力要請の趣旨を説明するとともに共に、可能な限りの支援をお願いしました。

6月15日「国会議員の会」で高石さんがひき逃げ厳罰化と要望書を訴える

6月15日、東京の衆議院議員会館で行われた超党派の「交通事故問題を考える国会議員の会」総会に江別の高石さん夫妻が出席。ひき逃げ厳罰化と併せ、会の要望事項についても理解と協力を求めました。

ひき逃げ厳罰化については、国会議員の会でも重点事項として取り組むことが明言されました。また全国交通事故遺族の会も同趣旨の署名に取り組むことになったようです。

6月20日 警察庁長官に要望書提出

「交通事故問題を考える国会議員の会」所属の風間衆議院議員（道選出）の紹介で、6月20日、前田代表が警察庁に出向き、漆間巖長官宛要望書を提出しました。受け取ったのは国会連絡係の担当官。概算要求の中で検討いただくように強く申し入れました。

7月13日 知事宛要望書を提出

道知事宛の要望書を前田晃道環境生活部長に手渡しました。部長は「安全安心は道政の重要課題なので、しっかり対応したい」と述べました。

8月4日 道警交通部との意見交換会

昨年に続き道警との意見交換会が行われ、世話人7人が出席。道警は交通企画課調査官・藤田和久氏、警務課被害者対策室長・池田康則氏をはじめ6名が対応しました。

道警が事故実態を説明したあと、会から本部長宛の要望書を提出し、その切実な実態と願いを具体的に訴えました。

強調した点は、被害者の視点を重視して被害ゼロ

を実現して欲しいこと、制度の改善について意見をあげて欲しいこと、公正で科学的な捜査を徹底して欲しいこと、飲酒運転や速度違反など危険運転の取り締まり強化と道独自の対策、車の効率的運行優先でなく、歩者分離信号や通学路の通行規制など安全優先の道路環境づくり、さらに行政としての被害者対策の推進などです。

道警からは、「要望の趣旨をふまえ事故撲滅に努力する」（企画課）、「基本法に基づいた支援を進めるため、一元的対応の窓口など検討を始めている」（対策室）との発言がありました。

「とまれ」マークをたくさん貼って！

先月、子供と一緒に歩いた通学路の歩道に、1枚のマークが貼られているのを見ました。それはキャラクター入りの交通安全マーク。

マークは危険なその場で、子供に直接「とまれ！」と左右確認を呼びかけていました。

我が娘の通う小学校では北区役所から4枚頂いたと聞きました。なぜ4枚なのか？小学校の周りには危険箇所が沢山あります。娘の通る押しボタン信号も、下校時側には貼ってありますが、登校時間側にはありません。1枚も貼っていない小学校も他区にあると聞きます。

交通弱者、幼稚園児、小学低学年の身長を考えると、毎日通る危険な所で、目線にピッタリ入ってくるSTOPマークが事故防止のために必要ではないかと思います。

まず市内全域の通学路にSTOPマークが設置されるよう心から願っています。何年かけても。

（札幌市北区 佐藤 京子）

※ 7月21日付け北海道新聞は、「通学の安全願い『とまれ』マーク寄贈」という見出しで、11年前に二男博勇君（当時7歳）を輪禍で失った佐藤さんが、息子の死を無駄にすまいと、息子さんが通った新川中央小に「とまれ」マークを寄贈したことを報じました。



交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

2005年6月 北海道交通事故被害者の会

1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車（ドクターカー）および医療専用ヘリコプター（ドクターヘリ）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。
1-2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

2 公正で科学的な捜査を確立すること

2-1 加害者供述に依存した「死人に口なし」の不正捜査を生まないよう、物証に基づいた科学的な事故捜査を行い、事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。
2-2 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示すること。
2-3 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。交通事故自動記録装置を増設すること。

3 被害者の①知る権利②司法手続きに参加する権利③被害回復する権利④二次被害を受けない権利の擁護

3-1 事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。
3-2 被害者や遺族の供述調書については、事故原因が知らされた後、冷静に加害者の事などを考えられるようにその時期等を配慮すること。
3-3 刑事裁判において、被害者が当事者として訴訟参加できる制度を設けること。刑事裁判手続きのなかで、民事の損害賠償の手続きも行われる附帯私訴制度を導入すること。
3-4 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の「犯罪被害者支援センター」（仮称）を設置すること。当会のような自助グループの活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。
3-5 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させること。自賠責保険の後遺障害認定基準を見直すなど、適切な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。
3-6 脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定し、治療と生活保障を万全にすること。高次脳機能障害者の作業所、生活・就労支援センター等の設立および運営への支援を拡大すること。

4 交通犯罪の厳罰化

4-1 新設された危険運転致死傷罪が全ての危険運転行為の抑止となるように、適用要件を大幅に緩和する法改正を行い、結果責任として厳しく裁くこと。前方不注意のような安全確認義務違反など、違法な運転行為に因って傷害を与

えた場合は「未必の故意」による危険運転として裁くこと。交通犯罪に対し、窃盗罪の半分の法定刑でしかない業務上過失致死傷罪に括るのではなく、結果の重大性からも「自動車運転業務過失致死傷罪」（仮称）を設けるなど、厳罰に処すること。悪質な飲酒ひき逃げの場合、「逃げ得」という矛盾を生まないために、厳罰化するなど法体系を整備すること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。刑法 211 条 2 項に新設された「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は廃止すること。

4-3 危険で悪質極まりない飲酒運転での死傷事件を撲滅するために、運転者への厳罰の適用とともに、運転者への酒類提供者に対する罰則規定を設けること。また、事故の際の飲酒検査を徹底すること。飲酒の違反者には「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。

4-4 交通死について、24 時間以内という扱いをせず、事故がもとで亡くなった方すべてを交通死とすること。

5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ（バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直しなど、免許付与条件を厳格にすること

5-2 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の原因や要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反で死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。

6 命と安全が最優先される社会の実現

6-1 交通安全運動の目標を「被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。運転者の「マナー」に依拠するのではなく、運転行為の社会的責任が自覚され、歩行者等への「安全確認」が最優先される運転者教育を徹底すること。

6-2 歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境をつくること。幹線及び準幹線道路での完全歩車分離と住宅地や商店街など生活道路でのクルマ通行の規制による歩行者優先を徹底し、歩行者や自転車利用者の被害をゼロにすること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号とすること。通学路をはじめ全ての道路について安全を最優先した点検と見直しを行い、信号や歩道の改善、防護柵の設置など二重三重の安全策を講じること。

6-3 速度超過による犠牲を無くすため、全てのクルマに安全な速度に設定した速度抑制装置（リミッター）装着を義務づけること。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした運輸業者に対する監査を徹底するとともに、罰則を強化するなど行政指導を強化すること。

6-5 事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6 公共交通機関を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。

会員からのお便り

総会への出欠はがきから

- ★会の活躍とご健勝をお祈り致します。(道央 M.T.)
- ★今年こそはと思っていたのですが、当日別な会議が入っており、誠に残念ですが欠席になりました。又、いつかの機会にお会いしたいです。(道南 Y.S.)
- ★皆様ご苦労様です。用務の都合上欠席させていただきます。申し訳ありません。(札幌市 N.T.)
- ★現在娘は7か月。私も病院で元気に働いています。(道北 T.M.)

★会の発足以来一度も参加出来ないまま至っていますが、亡き兄の事故から今年で11年になるうとしています。皆様の熱心な活動を陰で見守る事と、今も心ない加害者に憤りを感じるとともに、署名運動でしか協力できずにいますが、私自身も免許を取って9年。気をつけたい気持ちで一杯です。(札幌市 T.M.)

★皆様、お変わりなくお過ごしでしょうか。毎回会報をお送りいただきありがとうございます。私も私なりの道をしっかり歩む事が出来ており、これも皆様のおかげと感謝しています。皆様のご活躍をお祈りしております。(札幌市 T.E.)

★酒酔いなど危険な自動車運転による人身死亡事故を起こしたドライバーが危険運転致死傷罪で起訴されないことに憤りを感じています！(札幌市 I.T.)

★前田代表はじめ、役員の皆様、日頃の御活動ご苦労様です。都合により今回は欠席いたします(道南 T.K.)

★子供の行事があるので欠席します。いつもすみません(道北 N.H.)

★欠席すみません。今後ともよろしくお願い致します。(道央 K.E.)

★私は今、スクワット朝晩50回、椅子につかまりながら練習しています。事故から10年、尾てい骨が痛んで座れないです。(道東 M.T.)

★いつも会報やお知らせなどをありがとうございます。まだ体調、おもわしくなく、お手伝いできませんが、皆様のこといつも念じております。(札幌市 S.C.)

★皆さんの顔拝見しにおうかがいしたいと思っております。まだ元の自分に戻れない私です(道東 N.R.)

★いつもお世話になっています。今回初めて出席させていただきます。当日お手伝いできることがあればさせていただきますと思っていますので、よろしく願い致します。(札幌市 H.H.)



今3人の捨て猫を養っています。

カットは三石の後藤さん

★世話人の荻野京子様のアドバイスで、新しい方向性に向かって進んでいます。感謝申し上げます。今後ともよろしくお願い致します。(道央 K.T.)

★初めて出席させていただきますので、宜しく願い致します。(札幌市 O.T.)

★現在の裁判制度では被告に有利なだけで、これでは被告の反省もなく同じ過ちを繰り返しかねません。被害者は人生をメチャメチャにされ、後遺症ばかりか二次被害も受けます。(札幌市 H.R.)

会 誌

2005.4.10 ~ 2005.8.10.



《会合など》

- 4/13 世話人会・例会
- 4/15 会報17号発送
- 5/11 世話人会・例会
- 5/14 2005年定期総会、交流会 道警との意
- 6/8 世話人会・例会
- 6/19 「犯罪被害者等基本法制定記念全国大会」第1回実行委員会出席(東京)
- 6/20 警察庁長官宛要望書提出
- 7/13 世話人会・例会
知事宛要望書を提出
- 8/4 道警との意見交換会・要望書提出
- 8/5 世話人会・例会

《訴えの活動》

- 「心に響け被害者の声100万人講習」など
- ▲ 4/26 芦別技術高校 5/2 函館水産高校
 - 6/6 大麻高校 8/7 (株)エース (前田)
 - ▲ 4/27 浜益高校 5/27 千歳高校定時制
 - 6/19 (株)エース (荻野)
 - ▲ 4/28 月形高校 6/10 一日福祉セミナー
 - 6/30 様似高校 (小野)

◆ 処分者講習での講師

- 4/28 佐川 5/26 水野美 6/17 内山 7/22 佐川

※体験講話をされた方は事務局に一報を下さい

◆ 6回目の公開シンポジウム「フォーラム交通事故VI」は、10月22日(土)13:30~「かでる2・7」(北2西7)で行います。テーマは「交通事故と犯罪被害者等基本法」(仮題)を予定しています。詳細は後日お知らせします。

◆ 例会に気軽にお越し下さい。毎月の第2水曜日13時~15時、事務所です。また毎週水曜日の午前中(10時~13時)は世話人が当番で出ているので、何かあればその折りにご連絡下さい。

例会⇒ ★9月14日(水) ★10月12日(水) ★11月9日(水) ★12月7日(水) ★1月11日(水)

◆ 次の会報発行は1月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。(×切り12月20日)